

- ・長時間労働による脳・心臓疾患の労災認定基準改正
- ・固定残業代導入の際の留意点



ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

長時間労働による脳・心臓疾患の労災認定基準改正

業務による過重負荷を原因とする脳・心臓疾患の労災認定基準について、改正から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて厚生労働省の専門検討会において検証などを行い、2021年7月16日に報告書が取りまとめられました。

厚生労働省は、この報告書を踏まえて、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正し、2021年9月14日付で都道府県労働局長宛てに通知しました。今後はこの基準に基づいて、迅速・適正な労災補償が行われます。

改正のポイント

●業務の過重性の評価

長期間の過重業務

【労働時間】

- ・発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)
- ・月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- ・発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は発症との関連性は弱い

【労働時間以外の負荷要因】

- ・拘束時間が長い勤務、出張の多い業務 など

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

- ・左記(※)の水準には至らないがこれに近い時間外労働
- ・一定の労働時間以外の負荷

→合わせて業務と発症との関連が強いと評価することを明示

■労働時間以外の負荷要因を見直し

勤務間インターバルが短い勤務、身体的負荷を伴う業務などを評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

■業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

追加された認定基準

●対象疾病に「重篤な心不全」を追加

固定残業代導入の際の留意点



固定残業代の導入を検討しています。導入の際に何に気を付けたらいいのでしょうか。



①

「固定残業代」とは、その名称にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

固定残業代について就業規則等に定め、労働契約書に以下のように時間数及び金額を明示する必要があります。

- ① 固定残業代を除いた基本給の額
- ② 固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③ 固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨



②

固定残業代のみなし残業時間はどのように設定するのがいいのでしょうか。



③

時間設定については、従業員ごと、部署ごと、職種ごと等の残業時間の実態を調査し、どの程度の残業時間を固定残業代として支払うかを決定します。

みなし残業時間が月45時間を超えるなど、36協定の上限時間を常に超過するような時間を設定すると違法と判断される可能性があります。

通常支払う賃金、固定残業代及び、その固定残業代が何時間相当分となっているかをしっかり整理し不適切な運用とならないように注意しましょう。



④

みなし残業時間を超えて労働した分の割増賃金の計算方法について、固定残業代も割増賃金の単価計算に含めるのでしょうか。



⑤

割増賃金の単価計算については、各種手当も含めた月給を1か月の所定労働時間で割って1時間当たりの賃金額を算出します。家族手当等7項目は除外できますが、それ以外は全て算入しなくてはならず、固定残業代は除外項目に該当しません。

ただし就業規則等により時間外労働に対する手当であることが明記され、実際に行われた時間外労働に対し、当該手当の額が法定額を下回った場合にその差額を支払うこととされていれば割増賃金の基礎となる賃金に算入しなくてもよいことになります。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に「**事業所名・お名前・メール配信希望**」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2021.9.16

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG